

大船渡市復興推進計画

平成 28 年 3 月 3 日
令和 3 年 4 月 1 日変更
岩手県大船渡市

1 計画の区域

岩手県大船渡市

2 計画の目標

東日本大震災により、大船渡駅周辺地区や沿岸部に点在する集落など市内全域にわたり壊滅的な被害を受け、店舗、事業所、住宅などが津波により多数流出した。

特に大船渡駅周辺地区は、従前から商業機能や行政機能などの中心地であったが、今回の震災により、これらの日常生活に欠かせない機能が著しく低下している。

また、市内の事業所や雇用者数の回復は、いまだ震災前の水準には達しておらず、さらに、震災前から高齢化率が 30% と高かったものの、震災後は 34% を超える状況であり、高齢化に一層拍車がかかっている。

このような中で、本市としては、今後発生が予想される地震津波などの災害から大船渡駅周辺地区を守る防潮堤、水門などの津波防御施設の整備や、避難場所・避難所の周知徹底、防災意識の啓発・伝承などの対策を多面的に講じ、同地区の安全性を確保しながら、同地区を再び商業拠点として位置づけることとしている。

同地区の商業拠点化を図るに当たっては、単に被災前の状況に商業を戻すのではなく、同地区及びその周辺に配置される災害公営住宅、文化交流施設などの公共施設と一体で効率的・効果的な配置・整備を行うとともに、子どもから高齢者までの市民生活に欠かせない機能を集約化していくことを目指す。

また、同地区には野々田埠頭に寄港する客船からの観光客の動線も考慮し、住民のみならず観光客にとっても利便性の高い都市機能の構築と安心安全かつコンパクトな復興まちづくりを目指していく。

本計画における集積区域においては、次の産業の集積が期待されることから、当該区域へのこれらの立地誘導を促進し、にぎわいと活気に満ちたまちを形成しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりと雇用の場の提供を目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市は、県内初の国際貿易コンテナ定期航路開設など、交通・物流基盤の強化が図られ、県内最大の漁業生産量を誇る水産業や窯業などの地場産業の振興などにより発展してきた。

大船渡駅周辺地区は、居住人口も多く本市の伝統、文化、経済などの中心地でもあり、店舗や事業所が集積していた地域である。

しかし、今回の震災によって市民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けたことから、以下の取組の推進を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) コンパクトで利便性の高い商業機能の集積

被災前にあった商店街や点在していた商店などの商業機能を、単にそのまま復旧させて元のまちに戻すのではなく、拠点施設を整備するなどしてコンパクトに集約し、利便性の高いまちづくりを進める。

また、大船渡駅東部に位置する野々田埠頭は、本市における物流の拠点であったことから、寄港する客船からの動線も考慮し、新たな誘客機能の整備とイベント実施等にぎわいの創出策を講じながら、水産資源等を活用した観光拠点の形成を図る。

(2) 大船渡駅周辺地区におけるエリアマネジメントの推進

大船渡駅周辺地区の魅力と防災力の向上を図るとともに、復興事業により整備した公共施設・公益的施設の整備効果を高めるため、まちづくり会社を中心としたエリアマネジメントの取組を推進する。

(3) 大船渡駅周辺地区における土地利活用の推進

復興事業により整備した宅地の整備効果を高めるため、未利用宅地の所有者と利用希望者とのマッチング支援を行うなど、宅地の利活用を促進する。

4 復興産業集積区域

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

別添【資料1-1、資料1-2、資料1-3】に示すとおり

「大船渡駅周辺地区復興産業集積区域」

※別添地図参照

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

ア 下記イの業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

イ 上記アの復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、36 水道業、382 民間放送業（有線放送業を除く）、43 道路旅客運送業、45 水運業、48 運輸に附帯するサービス業、51 繊維・衣服等卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、622 銀行（中央銀行を除く）、63 協同組織金融業、641 貸金業、642 質屋、67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）、68 不動産取引業、703 事務用機械器具賃貸業、704 自動車賃貸業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、7092 音楽・映像記録賃貸業、7093 貸し衣装業（別掲を除く）、7099 他に分類されない物品賃貸業、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業、741 獣医業、746 写真業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、799 他に分類されない生活関連サービス業、801 映画館、806 遊戯場、809 その他の娯楽業、8213 博物館・美術館、8214 動物園・植物園・水族館、823 学習塾、824 教養・技能教授業、829 他に分類されない教育、学習支援業、83 医療業、89 自動車整備業、91 職業紹介・労働者派遣業、923 警備業、9293 看板書き業

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。

ウ 集積の形成及び活性化の効果

大船渡駅周辺地区は、居住人口も多く当市の歴史、文化、経済などの中心地であり、店舗や事業所が集積していた地域である。今回の震災により、事業所などが壊滅的な被害を受け、同時に多くの市民が離職を余儀なくされており、震災後約10年

を経た現在でも、東日本大震災前の水準を下回る 9 割程度の回復状況にとどまっている。

これらの事業所の再開、震災前に比べ減っている雇用者数の回復を図るためには商業施設等の復活が不可欠であることから、今まで以上に利便性が高く、歩いて回れるコンパクトなまちづくりを推進し、生活関連産業の移転集約を図ることにより、新たな産業の新規立地も促進され、雇用の場を提供することが期待される。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。(別添【資料 2】参照)

【設定の理由】

本市は、東日本大震災により、強烈(震度 6 弱)な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。

人的被害は、死亡者 340 人、行方不明者 79 人、住家被害は、5,577 世帯に及んだほか、企業、農地、漁港など広範囲にわたり被害が生じたことから、多くの市民が離職を余儀なくされた。

また、震災前事業所数が 2,623 箇所であったものが、震災後 2,471 箇所と震災前の 94%まで、従業員ベースでも 17,326 人だったものが、震災後 16,744 人と震災前の 96%まで回復しているものの、いまだ震災前の水準には達していない状況である。

(別添【資料 3】参照)

③特別の措置

ア ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第 37 条から第 40 条の規定に基づく措置)

イ ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第 43 条の規定に基づく措置)

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費(実施主体:経済産業省、岩手県)

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災

事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、大船渡市）
被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 被災中小企業施設・設備整備支援事業（実施主体：中小企業基盤整備機構、岩手県）

被災中小企業等が行う施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構が県と協調して資金貸し付けを実施する。

エ 中小企業資金融資あっせん事業（実施主体：大船渡市）

中小企業の経営の安定を図るため、融資あっせんを行い、併せて利子の一部及び保証料の全部を補給する。

オ 東日本大震災中小企業復旧資金利子補給制度（実施主体：岩手県、大船渡市）
岩手県中小企業災害復旧資金を借り受けた中小企業者に対して利子補給を行う。

カ 新規学卒者等雇用促進奨励事業（実施主体：大船渡市）

若年者の地元への定着と雇用の拡大を図るため、新規学卒者、Uターン者又はJ・Iターン者を雇用した市内事業主に雇用促進奨励金を交付する。

キ 中小企業振興事業（実施主体：大船渡市）

大船渡市内中小企業団体が実施する販売促進や商店街づくりのイベント等に対して補助金を交付する。

ク 6次産業支援事業補助金（実施主体：大船渡市）

地域の農林水産物を活用し、新たな付加価値を加えた6次産業化のための加工、流通、販売・提供等に要する経費を補助する。

ケ キャッセン大船渡エリアマネジメント事業（実施主体：まちづくり会社）

キャッセン大船渡エリア（津波復興拠点整備事業区域）内の良好な環境維持や魅力向上を図るため、エリア全体の販売促進やプロモート、イベント、回遊性向上、景観保全、まちづくり人材の育成等を実施する。

コ 商業施設等復興整備事業（実施主体：まちづくり会社）

キャッセン大船渡エリア（津波復興拠点整備事業区域）内の未利用街区において、まちなか再生計画に基づき、大船渡駅周辺地区への新たな人の流れを創出する商業施設等を整備する。

（2）法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

「商業施設整備事業」

①事業の効果

大船渡駅周辺地区に飲食、物販を中心とした商業施設を整備する。本事業を実施することにより、大船渡駅周辺地区に小売業等の集積が期待される。さらに同

地区に居住する者が、地区内の商業施設を利用することが見込まれ、利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

②雇用等被害地域

(1) ②に同じ

③特別の措置

ア 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条の規定に基づく措置）

イ 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、大船渡市）被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 被災中小企業施設・設備整備支援事業（実施主体：中小企業基盤整備機構、岩手県）

被災中小企業等が行う施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構が県と協調して資金貸し付けを実施する。

エ 中小企業資金融資あっせん事業（実施主体：大船渡市）

中小企業の経営の安定を図るため、融資あっせんを行い、併せて利子の一部及び保証料の全部を補給する。

オ 東日本大震災中小企業復旧資金利子補給制度（実施主体：岩手県、大船渡市）岩手県中小企業災害復旧資金を借り受けた中小企業者に対して利子補給を行う。

カ 新規学卒者等雇用促進奨励事業（実施主体：大船渡市）

若年者の地元への定着と雇用の拡大を図るため、新規学卒者、Uターン者又はJ・Iターン者を雇用した市内事業主に雇用促進奨励金を交付する。

キ キャッセン大船渡エリアマネジメント事業（実施主体：まちづくり会社）

キャッセン大船渡エリア（津波復興拠点整備事業区域）内の良好な環境維持

や魅力向上を図るため、エリア全体の販売促進やプロモート、イベント、回遊性向上、景観保全、まちづくり人材の育成等を実施する。

ク 商業施設等復興整備事業（実施主体：まちづくり会社）

キャッセン大船渡エリア（津波復興拠点整備事業区域）内の未利用街区において、まちなか再生計画に基づき、大船渡駅周辺地区への新たな人の流れを創出する商業施設等を整備する。

6 特定復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項名並びに復興推進事業ごとの特別の推進の内容

4の区域及び5の措置内容に同じ

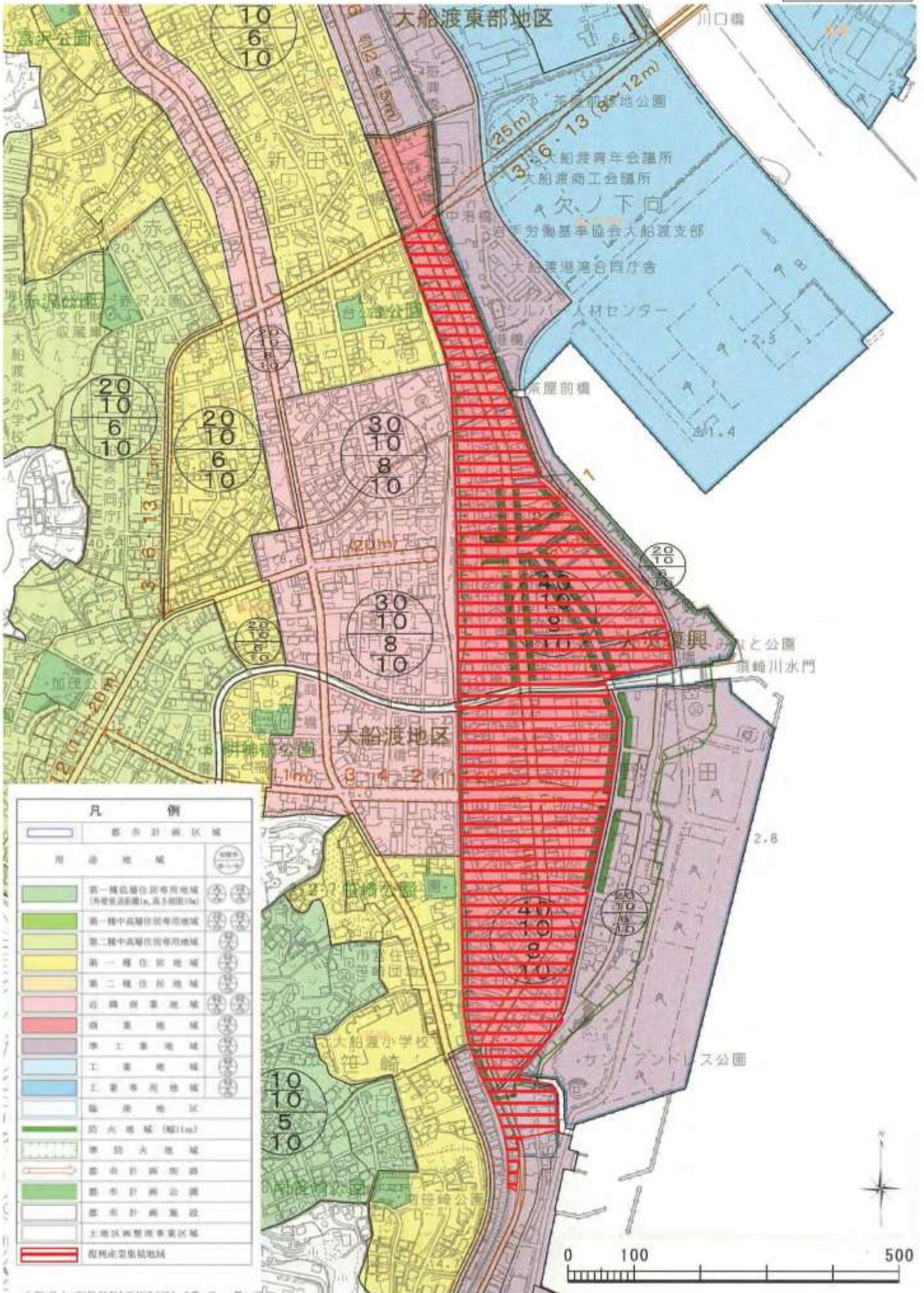
7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、これから一層進展する高齢化社会に対応した、「歩いて回れるまち」をコンセプトとして回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、にぎわいと活気に満ちたまちの形成を図ることにより、被災地域及び通勤圏内等における雇用の創出と居住人口の増加が見込まれる。

これらの効果は計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与する。

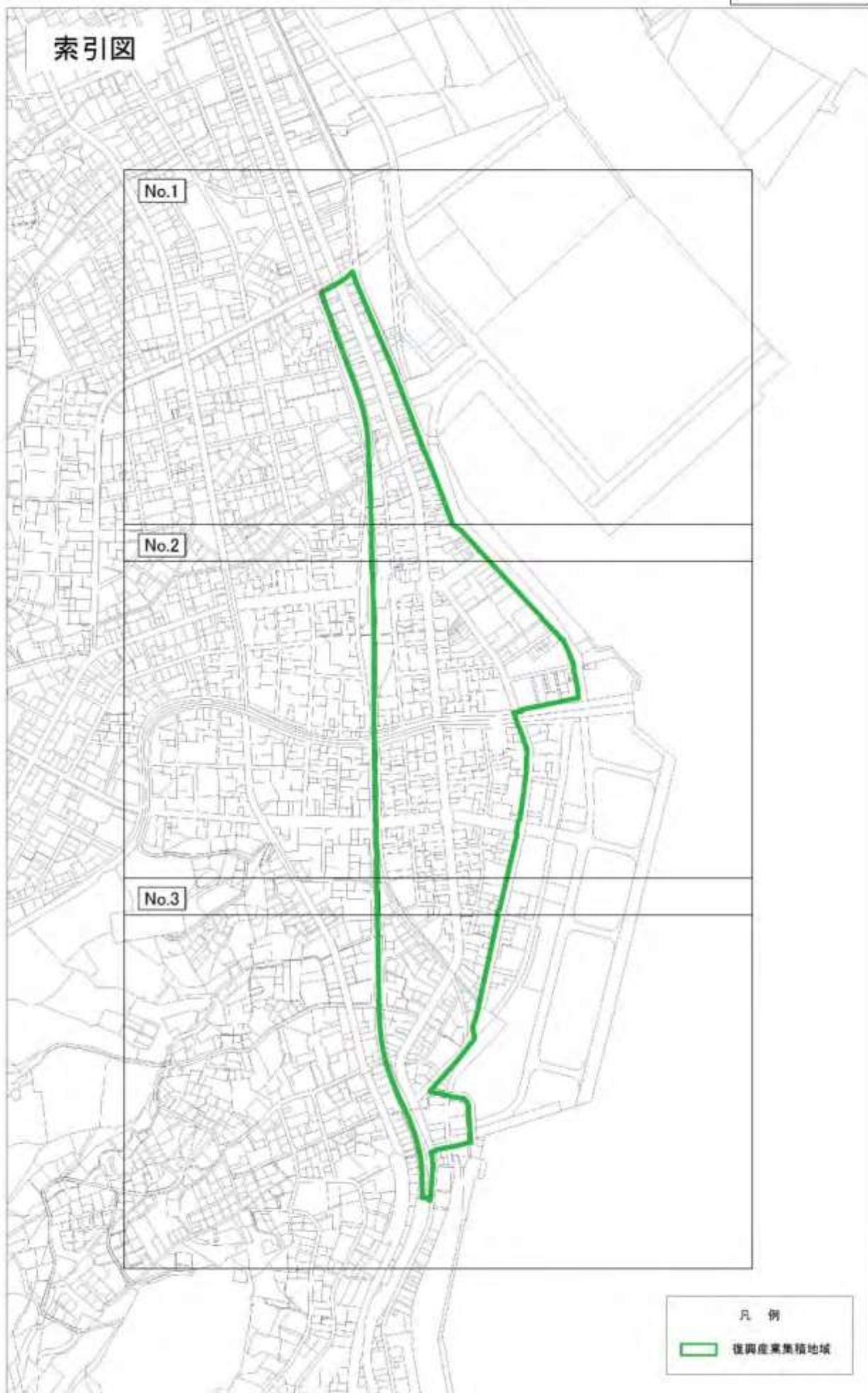
8 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。

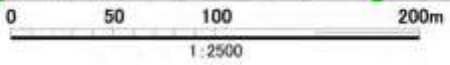
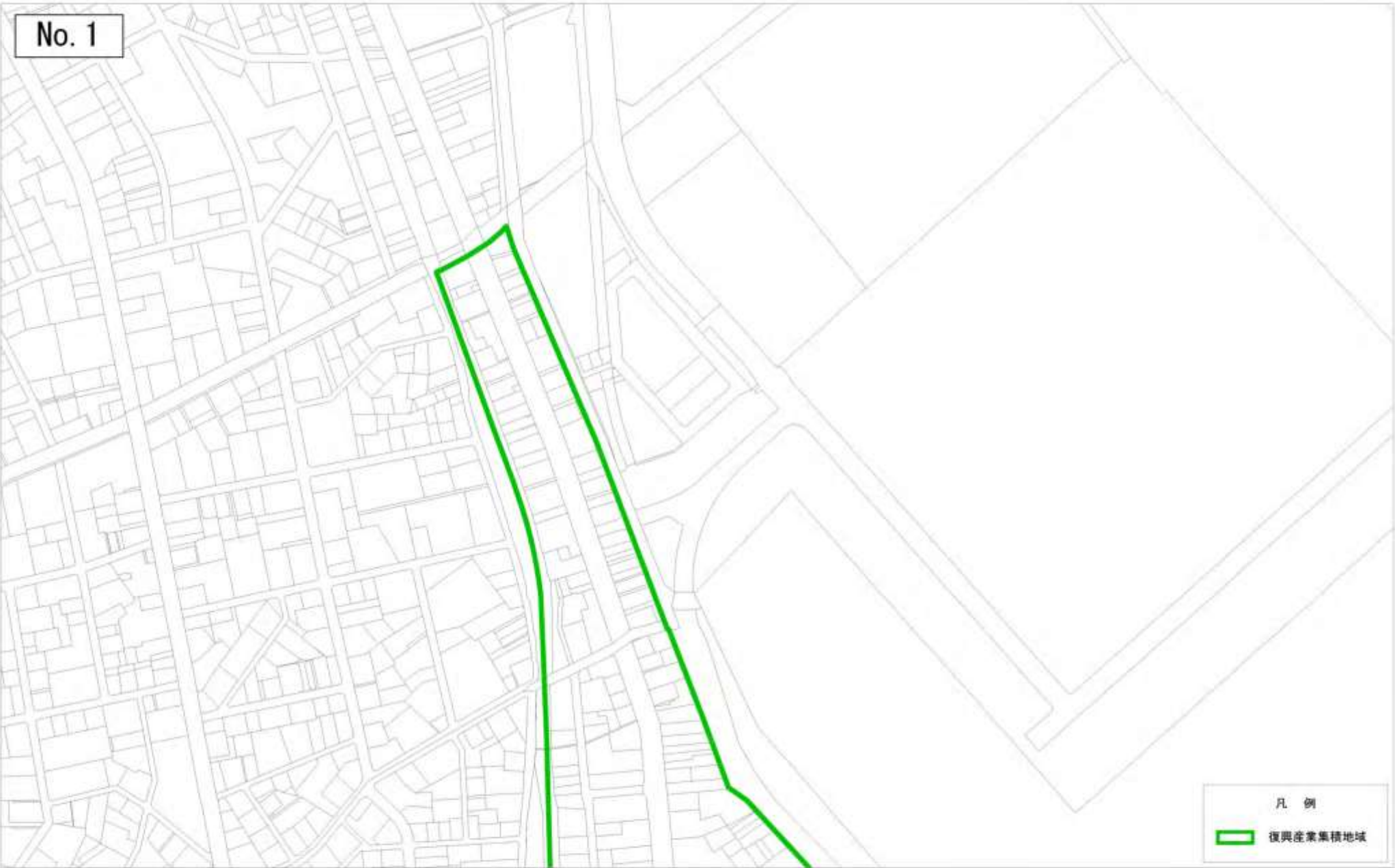


凡 例	
	都市計画区域
	用途地域
	第一種低層住居専用地域 (所定高さ制限1m, 高さ制限10m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	臨海地区
	防火地域 (幅11m)
	準防火地域
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画施設
	土地活用調整事業区域
	特別用途指定地域

索引図



No. 1



凡例
復興産業集積地域

No. 2



0 50 100 200m
1:2500

凡例
復興產業集積地域

No. 3



凡例

 復興産業集積地域

0 50 100 200m
1:2500

市町村 コード	市町村名	区域	字名	地番					
03203	大船渡市	大船渡駅前	字笹崎	252-1	252-2	252-3	253-1	253-2	
				253-3	253-4	253-5	253-6	253-7	
				254-1	254-2	254-3	254-4	255-1	
				255-2	255-3	255-4			
			字台	50-2	50-3	50-4	50-5	50-6	
				50-7	50-8	50-9	50-10	50-11	
				50-12	50-13	50-14	50-15	51-2	
			字茶屋前	7-6	7-7	7-8	7-30	7-31	
				7-33	7-34	7-36	7-37	154-1	
				154-2	154-3	154-4	154-5	154-6	
				154-7	154-8	154-9	154-10	154-11	
				154-12	154-13	154-14	154-15	155-1	
				155-2	155-3	155-4	155-5	155-6	
				155-7	156-1	156-2	156-4	156-5	
				156-6	157-1	157-2	157-3	157-4	
				157-5	157-6	157-7	157-8	157-9	
				157-10	157-11	157-12	158	159	
				161-1	161-2	161-3	161-4	161-5	
				161-6	161-7	161-8	161-9	161-10	
				162-1	162-2	162-3	162-4	162-5	
				字野々田	12-33	12-34	12-51	12-52	12-54
					12-55	12-57	153-1	153-2	153-3
			153-4		153-5	153-6	153-7	153-8	
			153-9		153-10	153-11	153-12	153-13	
			154-1		154-2	154-3	154-4	154-5	
			154-6		154-7	154-8	154-9	155-1	
			155-2		155-3	155-4	155-5	155-6	
			155-7		155-8	155-9	155-10	155-11	
			155-12		155-13	156-1	156-2	156-3	
			156-4		156-5	156-6	156-7	156-8	
			156-9		156-10	156-11	156-12	156-13	
			156-14		156-15	156-16	156-17	156-18	
			156-19						

※令和元年11月23日現在の住所による。

被災事業所の再開状況（H27年2月末時点）

再開状況	事業所数	農業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 水道	情報通信 業	運輸業	卸売・小売 業	金融・保険 業	不動産 業	飲食・宿泊 業	医療・福祉 業	教育・学習 支援業	複合サービス 業	サービス 業	公 務
業務再開済み (うち仮設 354)	657	7	27	2	78	71	1	2	23	190	10	31	52	18	8	14	123	
業務再開予定	15	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	2	1	1	0	3	
再開検討中	15	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	1	6	1	0	0	1	
再開断念	7	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	
断念検討中	14	0	1	0	0	3	0	0	0	3	0	2	3	0	0	0	2	
その他	32	0	1	0	0	3	0	0	0	6	1	6	6	1	1	0	7	
計	740	7	31	2	78	79	1	2	23	211	11	42	70	21	10	14	138	

※大船渡商工会議所調査による

産業別事業所数・従業員の推移

年	区分	総 数	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	水 給 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 道 業 ・ 供 給	情 報 通 信 業 ア	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 業	不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業 イ	医 療 ・ 福 祉 ウ	教 育 ・ 学 習 支 援 業 エ	複 合 サ ー ビ ス 業 オ	サ ー ビ ス 業	公 務	
																			事業所
13	事業所	2,878	19	6	271	234	9		87	1,209	47	67						886	43
	従業員	21,225	405	205	2,591	4,744	94		1,360	5,032	405	120						5,416	853
16	事業所	2,793	20	5	292	224	2	13	76	889	52	150	298	100	80	43	549		
	従業員	17,853	351	130	2,338	4,080	43	83	1,057	4,111	353	220	1,205	1,068	231	489	2,094		
18	事業所	2,747	25	4	279	212	3	9	71	844	53	164	275	121	78	51	558		
	従業員	17,778	399	95	2,214	4,003	42	78	1,007	4,054	385	257	1,077	1,240	237	641	2,049		
21	事業所	2,623	32	4	252	199	3	12	76	784	49	176	275	131	66	32	532		
	従業員	17,326	503	104	1,814	3,400	45	85	1,053	4,231	348	309	1,330	1,350	215	341	2,198		
24	事業所	1,928	25	4	209	143	2	10	51	543	40	122	183	116	45	25	410		—
	従業員	13,374	234	96	2,095	1,890	55	62	715	3,320	286	268	939	1,356	171	318	1,569		—
26	事業所	2,197	17	5	249	177	3	18	59	603	41	136	213	140	52	28	456		—
	従業員	15,813	252	47	2,319	2,900	57	127	857	3,515	294	379	1,059	1,695	136	328	1,848		—
28	事業所	2,471	19	4	280	182	3	21	69	646	35	276	213	155	64	25	479		—
	従業員	16,744	291	120	2,262	3,100	52	127	861	3,657	327	523	1,063	1,868	151	433	1,909		—

事業所統計調査
経済センサス

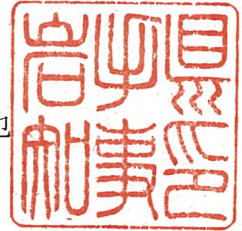
※ 平成13年・平成18年は10月1日現在
 平成16年は6月1日現在
 平成16年のア～オは、産業分類見直しによる新規分類
 平成21年は7月1日現在
 平成24年は2月1日現在
 平成26年は7月1日現在
 平成28年は6月1日現在

復 ぐ 第 6 号

令和 3 年 4 月 1 日

大船渡市長 戸田 公明 様

岩手県知事 達 増 拓 也



大船渡市復興推進計画の変更に係る意見の聴取について（回答）

令和 3 年 3 月 22 日付け商第 566 号で照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【担当】復興防災部復興くらし再建課 伊藤
電 話：019-629-6931／FAX：019-629-6944
E-mail：AJ0004@pref.iwate.jp
(LG-WAN：AJ0004@pref.iwate.lg.jp)

(別紙様式)

復興推進計画の変更に係る意見書

岩手県知事 達 増 拓 也



計画の名称	大船渡市復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 （該当のものを○で囲んでください）	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
変更（案）に対して意見有とした 場合の意見の有無	